

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		化製場等に関する法律			法令番号		昭和 23 年法律第 140 号	
手続名		化製場の構造設備の改善命令（１／３）			根拠条項		第 6 条の 2	
処 分 基 準		知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第 4 条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第 5 条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第 4 条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第 5 条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。 ○条例第 4 条 化製場構造設備 1 原料貯蔵室及び化製室を有すること。 2 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。 （1）床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。 （2）内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも 1．2 メートルまで不浸透性の材料で腰張りされていること。 （3）採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 （4）臭気を適切に処理することができる構造の設備が設けられていること。 （5）昆虫等が入らないようにするための必要な設備が設けられていること。 3 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。 4 汚物だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 5 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬入し、又は搬出する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性の材料で被覆されていること。 6 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 7 排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。 8 大猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所	目次 No.		

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		化製場等に関する法律			法令番号	昭和 23 年法律第 140 号		
手続名		化製場の構造設備の改善命令（ 2 ／ 3 ）			根拠条項	第 6 条の 2		
処分基準		1 死亡獣畜取扱場は、次の要件を備えること。 (1) 解体室を有すること。 (2) 解体室の床は、不浸透性の材料で造られ、これに適切なこう配及び排水溝が設けられていること。 (3) 解体室の内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも 1 . 2 メートルまで不浸透性の材料で腰張りされていること。 (4) 解体室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 (5) 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ及び汚水の浄化装置を有することを要しない。 (6) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 (7) 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬入し、若しくは搬出し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性の材料で被覆されていること。 (8) 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 (9) 排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。 (10) 大猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。 2 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場には、当該区域が埋却場である旨を明示する立札その他の設備及び当該区域を明示する障壁その他の設備が設けられていること。 3 死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場には、当該死亡獣畜を完全に焼却することができる構造の焼却炉及び燃焼により発生する臭気を適切に処理することができる構造の設備が設けられていること。						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 No.		

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		化製場等に関する法律			法令番号		昭和 23 年法律第 140 号			
手続名		化製場の構造設備の改善命令（ 3 ／ 3 ）			根拠条項		第 5 条			
処分基準	○第 5 条の措置 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 2 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。 3 臭気の治療を十分にすること。 4 その他都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置 (条例第 4 条) 1 感染症予防のために消毒等の措置を講ずること。 2 化製場等における死亡獣畜の処理は、腐敗の進行及び臭気の治療を防止するため、速やかに行うこと。 3 死亡獣畜を解体し、又は埋却しようとする場合は、獣医師の診断書又は検案書によりその適否を確認すること。 4 解体した死亡獣畜の肉、皮、骨、臓器等を運搬する場合は、これらが飛散流出せず、かつ、臭気及び汚液が漏出しない構造の容器を使用すること。 5 死亡獣畜を埋却する場合は、地下水の汚染を防止するための措置を講ずるとともに 1 . 5 メートル以上覆土すること。									
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与		処理機関	保健福祉事務所		交付機関	保健福祉事務所		目次 No.	